

会員規則

平成22年 6月 2日 改定

平成25年 4月 1日 改定

(目 的)

第1条 この規則は、会員に関する必要な事項を定め業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(入 会)

第2条 入会を希望するものは、理事会において定める入会申込書を支部に提出し、承認を受けなければならない。

(入会金)

第3条 定款第7条に定める会員の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 個人正会員 3,000 円
- (2) 法人正会員 10,000 円
- (3) 法人会員 10,000 円

2 特別の事由がある場合は、理事会の議決を得て、会長が入会金を減免することができる。

(会 費)

第4条 定款第7条に定める会員の会費は、一事業年度につき次のとおりとする。

- (1) 個人正会員 1口 10,000 円
- (2) 法人正会員 1口 10,000 円
- (3) 法人会員 1口 10,000 円

2 特別の事由がある場合は、理事会の議決を得て、会長が会費を減免することができる。ただし、会費を免除した場合にあっては、当該事業年度における会員の権利義務は停止するものとする。

(変 更)

第5条 この規則の変更は、総会の決議による。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。